

# **地域再生計画**

## **1 地域再生計画の名称**

地元学生、女性の労働力を活用するワークライフシナジー計画

## **2 地域再生計画の作成主体の名称**

群馬県太田市

## **3 地域再生計画の区域**

群馬県太田市の全域

## **4 地域再生計画の目標**

### **4－1 地方創生の実現における構造的な課題**

本市における女性の有業率において正規雇用率は 35.2%（H27 国勢調査）となり、全国に比べ低い数値となっている。一方でパートアルバイトは 44.5% と全国平均よりも高く、女性の正規雇用が進んでいない。本市の第2次産業の雇用率が 54.9% と全国よりも高く、女性の生産工程従事者係数が 1.63 と全国平均を大きく上回っており、正規雇用が進んでいないが製造業においては女性の活躍が不可欠な状況にある。今後、人手不足が叫ばれる中では既存の働き方に捉われることなく、モバイルワーク等を活用して多様な働き方で女性の力を活かすことが必要不可欠である。

本市が実施した男女共同参画における意識調査において、「社会の仕事は男性の役割、家事や子育てや介護は女性の役割」等、性別によって役割を固定的にとらえる考え方について、約 3 割もの市民が「同感する」と回答しており、依然として多くの市民が「家事子育ては女性の役割」という固定的性別役割分担意識を持っていることが明らかになった。女性の多様な働き方を実現するためには、まずは市民の意識改革が急務である。

また、H27 国勢調査より本市は多子の傾向があり、第1子出産後一度は職業復帰するものの、第2子出産後に離職し、そのまま職場復帰していない。本市における男女共同参画に関する市民意識調査でも 33.4% が女性が仕事をもつ

ことに対して、「子どもが生まれたら職業をやめ、大きくなったら再開すべき」と回答しており、実態・意識ともに仕事を継続したキャリアとして捉えていない。学校教育から社会人に至るまでキャリアについて考える機会がなかつたことから結果的に女性が多様な働き方を選べていない。

特に中高生のキャリア教育については指導者の職業に対する固定観念が強く、必ずしも適切な指導が行き届いていない。例えば大学で心理学を専攻したら臨床心理士の道といった様に指導者が多様な職業観を持てていないことから専攻するものによって進路指導が短絡的になっている。

さらに、本市は労働者気質が強く、起業をする土壤がないことから、働く時間をフルタイムかパートタイムかの単一的な選択しかできず、自ら働く時間を選択することができていない。また過去5年間の863社の設立届があるが、女性の起業は12%に留まっており、身近に起業しているロールモデルや相談相手がいない。

以上のような課題を解決し、女性の多様な働き方を実現するためは、市民全体の意識改革に向けた継続的かつ地道な取組が重要であり、特に、これから本市を支えていく若い世代の意識改革が必要である。

## 4－2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

本市は、産業別に見た売上高の49.3%を製造業が占め、また製造業に従事する男性が4割を超えており、女性の雇用率が全国水準を下回るなど、男性中心の社会が続いている。

本事業では、多様な働き方を実現するために就労の概念をリデザインし、多様な働き方を学ぶために中高大と連携した一体的なキャリア教育を推進することで、労働に対する意識をマインドセットするほか、女性が家事育児に捉われることなく、就職と起業を選択でき、かつ働き方の多様性が認められる環境を創出することを目指す。

### 【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2020年度增加分 1年目	2021年度增加分 2年目
-----	----------------	------------------	------------------

女性起業塾受講生の起業者数(人)	0	3	5
キャリア支援プログラムに関わった企業の数(数)	0	5	10
ワークライフ＆インターん事業成果発表会参加者数(人)	0	20	30
女性起業イベント参加者数(人)	30	50	80

2022年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
7	15
15	30
40	90
100	230

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

地元学生、女性の労働力を活用するワークライフシナジー事業

##### ③ 事業の内容

本事業では、多様な働き方が認められる太田を目指す第一歩として、若い世代にターゲットを絞り、中・高・大と連携した一体的なキャリア教育を実施する。また、女性の多様な働き方を実現するための支援として、女性の起業促進に向けた取組を強化する。

## 1. キャリア教育支援プログラムの策定

本市における固定的性別役割分業の意識を変えるためには、若い世代の意識改革が必須であり、学生のうちからキャリアについて考える機会が必要である。特に男性側のマインドセットが重要であることから、女性が働くことに対して中学生のうちから肯定的な意識をもつキャリア教育プログラムを実施する。具体的には、中学生、高校生のうちから社会人になることをイメージできるように、中高一貫校による継続的なキャリア支援教育プログラムとして、各分野で活躍する女性の社会人を招いた課外授業を開催し、自分のロールモデルになる人を見つけ、話し、考えることを身に着けるキャリア支援プログラムを作成、実行する。

また教員も含めて学問に対するステレオタイプ的な職業観の意識を変えるために、中高生になりたい自分を描くことができるワークショップを開催する。

## 2. ワークライフ&インターーン事業

次のフェーズとして、仕事と家庭の両立に不安を抱える大学生が多いことから、大学生が「働くこと」、「家庭を築くこと」を学び、実際に体験することで、自分のなりたい姿を描くことができる仕事と育児の両立体験プログラム「ワークライフインターーン事業」をキャリア支援事業として実施する。実施については本市が協定を結んでいる桐生信用金庫、群馬銀行、群馬大学を中心として産学官金が連携して学生と家庭のマッチングをするほか、最終的に市内企業で内製化することを目指として実施する。

## 3. 女性起業家支援&ネットワーク事業

さらに、女性の多様な働き方を実現するため、本市の女性起業家支援事業を強化する。事業の継続のためには孤独な起業家が共感できる仲間と励ましあえる環境が不可欠であることから、市内の女性起業者が立ち上げた女性支援団体（一社）なでしこ未来塾を中心に、「ACT Ota Women's Project」として女性の起業塾・市内起業家のネットワークを作り今までを一貫して開催し、起業支援体制を整え、身近なロールモデルを見える化する。

## ④ 事業が先導的であると認められる理由

## **【自立性】**

一般社団法人なでしこ未来塾が自分たちで事業ができるようなスケールまで卒業生を巻き込み、ワークライフインターン事業を内製化する。また中高生のキャリア教育プログラムについては策定後、学校側が授業時間に組みこめるように50分単位を1ユニットとして実施する。女性起業塾は一般社団法人なでしこ未来塾の自主事業として実施できるように参加費を徴収する。

## **【官民協働】**

ワークライフインターン事業においては学生及び家庭の確保が必須であることから、パイロット事業として包括協定を結んでいる群馬大学、桐生信用金庫と連携しながら事業を進めていく。企業版ふるさと納税を市内の関連企業に積極的にアピールすることで企業側の理解につなげ、事業を継続的に実施できる仕組みを作る。

## **【地域間連携】**

群馬県が持っている人脈を活用してキャリア教育プログラムの策定を支援するほか、群馬大学生に広く募集をかけることから、市内だけでなく、市外の人に対しても事業のPRし、群馬県と連携して事業の成果検証をする。

## **【政策間連携】**

ワークライフインターン事業は今まで直接リーチすることが難しかった学生のプラットフォームができることで就労支援事業において企業と学生の双方向の情報提供ができるほか、女性起業においては起業に有益なICTスキルを他事業でリンクする人材とマッチングさせるプラットフォームを創出する。

### **⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4-2の【数値目標】と同じ。

### **⑥ 評価の方法、時期及び体制**

## **【検証方法】**

下記のとおり構成された外部組織により、毎年度末にKPIの達成状況と事業の進捗状況を検証し、PDCAサイクルによる事業見直しを

行う。

#### 【外部組織の参画者】

- ・N P O 法人キッズバレイ
- ・関東学園大学
- ・サンダーバード株式会社
- ・株式会社タカラコー ポレーション

#### 【検証結果の公表の方法】

外部有識者における検証内容や事業の経過・変更については、毎年度  
市HPにより公開とする。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】  
総事業費 17,300千円

#### ⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5－3 その他の事業

#### 5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

### 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

#### 7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

## **7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

## **7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法**

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】と同じ。